

# 危険物新聞

第356号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

発行人 川井清治郎

大阪市西区新町1丁目5-7

四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717・5910

定価 1部 50円

## 危険物取扱者試験

### 11月6日、工大で 乙種全類について実施

大阪府では、昭和58年度第2回危険物取扱者試験を次により実施する。

試験日	11月6日(日)
試験場	大阪工業大学(大阪市旭区)
試験種目	乙種1類、2類、3類、4類、5類、6類
願書受付日	9月29日、30日
受付場所	大阪府職員会館

なお、受験準備講習は別掲のとおり9月中旬から、大阪、堺、茨木など6会場で実施する。

## 危険物取扱者試験結果発表

### 乙種33.3%、丙種57.5%

大阪府では7月10日、58年度第1回目の危険物取扱者試験を実施したが、その結果を8月11日に発表した。

	(申請者)	(受験者)	(合格者)	(合格率)
乙種4類	3610	3233	1078	33.3%
丙種	2612	2458	1413	57.5%

## 保安講習は10月18日から

大阪府昭和58年度危険物取扱者保安講習は、いよいよ10月18日から12月中旬にかけて実施されることになった。

なお、大阪府では今回実施されると、58年度中(59年3月末まで)には開催の予定がないので、受講期限をよく確認の上、受講申込の手続をされたい。

### 保安講習の予定表

10月18日(火)	府庁別館(予約者で満席)
10月20日(木)	府庁別館
10月24日(月)	堺市民会館
10月28日(金)	高槻市消防本部
10月31日(月)	茨木商工会館
11月2日(水)	※府庁別館
11月8日(火)	守口、門真商工会議所
11月14日(月)	貝塚市公会堂
11月16日(水)	※府庁別館
11月22日(火)	豊中市民会館
11月28日(月)	堺市民会館
11月30日(水)	※府庁別館
12月2日(金)	東大阪文化会館
12月9日(金)	※府庁別館
12月13日(火)	※府庁別館
12月15日(木)	※府庁別館

※印会場は予定日で変更があるかもわからない。2カ月前に決定の見込み。

## 第4回 危険物災害防止体験記録作品募集

(財) 大阪府危険物安全協会

- |          |  |      |  |
|----------|--|------|--|
| 1. 応募資格  | 府下事業所に勤務するもの                           | 4. 〃 | 切 昭和58年10月末日   |
| 2. 募集内容  | 危険物災害の防止対策と体験記録<br>400字詰10枚—15枚        | 5. 発 | 表 昭和58年11月25日発行<br>危険物新聞紙上                           |
| 3. 作品提出先 | 大阪市西区新町1丁目5-7<br>(四つ橋ビル)<br>大阪府危険物安全協会 | 6. 表 | 彰 最優秀賞(5万円)1編<br>優秀賞(3万円)3編<br>優良賞(1万円)5編<br>佳作(5千円) |



＝盛夏＝

### 危険物の取扱いは慎重に

統計上出火件数は冬～春季に多い。しかし危険物等の爆発事故は7、8、9月期にが然多くなる。

本会では毎年この時季に、盛夏時の危険物の安全管理について、府下各事業所にポスターを配布するなどアピールしてきた。

その矢先に大阪では廃油工場の爆発事故が発生し2時間も炎上した。

丁度1年前の57年8月、堺では200名の死傷者を出す化学工場の爆発があった。

今年の夏はとくに酷しい。水銀柱に比例するように、睡眠不足、疲れる、注意力が散漫となる。一方危険物は温度上昇で反応しやすく、気化しやすくなる。引火、発火、爆発の危険がそこにひそんでいる。

堺高石消防本部では、ノーモア・ダイセル、8月20日から危険物安全週間をもうけ、防災運動を推進することになった。危険物施設の自主点検の徹底、緊急時の安全対策の見直し、危険物取扱者の教育訓練等が重点目標にされている。

## 廃油工場爆発

### ドラムかん吹飛び炎上

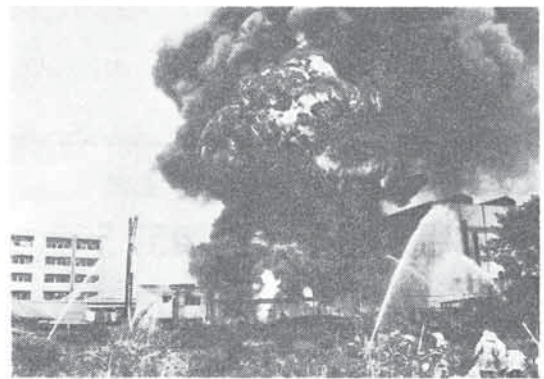
58年7月29日午前9時40分過ぎ、大阪市東淀川区N石油化学(廃油精製工場)で、作業中に引火炎上し、保管中のドラム缶約200本がふくれり、中数十数が次々とロケットのように舞い上がり、約2時間後鎮圧された。

同工場には危険物製造所、一般取扱所、屋外貯蔵所などがあり、廃油や廃溶剤の再生のため精製作業をしていた。

当日も製造所で3人の従業員が作業をしていたが、何かのトラブルで蒸留器より洩れた蒸気が引火し、次々と炎上した。この火災で従業員2名、消防隊員1名が負傷した。

附近に民家もあったが、幸い吹飛んだドラム缶は反対側に落下し、また消防隊の懸命の消火防火活動で被害は工場だけにくい止めた。

危険物施設は第3石油類で許可されていたが、引火性危険物を貯蔵取扱うなどの違反があったとの疑いもあり、事故原因も含み調査中である。



猛火煙を上げて炎上中の廃油工場

# やります。

ますます複雑化する社会にあって  
積み重ねてきた経験と新しい発想で防災に取り組むヤマト。  
「やります」「できます」——の意気込みで  
着実に前進しています。



# できます。

消火装置・警報装置・避難設備・消火器

ヤマト消火器株式会社

SINCE 1918

## 防災のトータルプランナー YAMATO

■本社 千537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL.06(976)0701代  
■東京本社 千108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.03(446)7151代

トルエン（シンナー遊び用）盗み

## ローリー爆発

■ 昨年の夏、東京都でトルエンのタンクローリー爆発事故が2件発生した。いずれもシンナー遊び用トルエンを窃取しようと夜間に常置場に侵入し、無知からライターを点火したため引火したものである。

■ 57年6月18日、午前2時頃、屋外駐車場で駐車中のタンクローリーが爆発した。

この駐車場は、背後が運河の河川敷、前面が道路に面し、ローリー約10台収容の広さで、周囲はコンクリート塀や隣接倉庫の外壁に囲まれ容易に侵入することはできない状態であった。

シンナー遊び用のトルエンを盗むため、少年2人が駐車場に侵入し、駐車中のタンクローリーの注入口の蓋を開いてタンク底部にわずかに残っているトルエンを汲み上げている途中、一服しようとしてタンク上部に乗ったままライターを着火した。このため注入口付近のトルエンペーパーに引火し、タンク内部の蒸気が火柱を噴き上げたが爆発、延焼もなく間もなく自然鎮火した。

しかし、その少年は胸から顔面にかけて炎を浴び驚いて逃げたが火傷にたえかね公衆電話を使用して救急車を要請したため、おおやけになった事故であった。

■ 昭和57年8月23日、午後9時54分頃、東京都内周辺部の常置場(屋外駐車場)に駐車中のタンクローリーが爆発した。

この駐車場は敷地周囲を鉄製のネットフェンスで囲まれており、出入口を閉鎖すると容易に侵入できない状態のものであり、その上、隣接して監理人の住居もあり、夜間の照明もされていた。

事故当日の夜、突然駐車場の方で爆発音が聞えたため、監理人が居室の窓を開けて見ると駐車場内に人影が動くのに気づき、外に出て見ると高校生風の男子2名が逃げ出すところを目撃した。

直ちに駐車場内を点検してまわると、トルエン用タンクローリーの右隣のタンクローリーの燃料タンク上部が燃えているのを発見、消火器で消火した。このトルエン用ローリーは、吐出口の覆冠が離脱され、コックも開放されていたが空車状態であったため、トルエン流出の事態はまぬがれた。

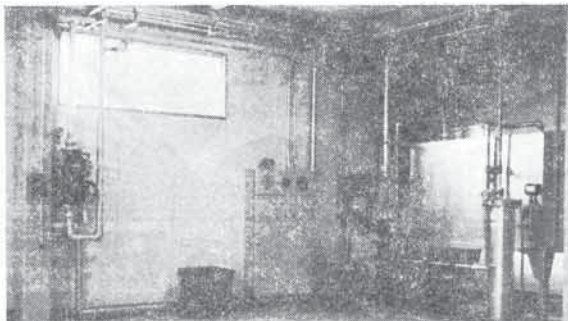
また爆発したローリーは、タンクの内部の仕切板、防波板がタンク内で吹き寄せられるように破損しており、タンクの胴板は防波板の支柱との溶接箇所削ぎとられるようにタンク内部へ向って破れ込み、数箇所破損孔が生じていた。運転席に最も近いタンク上部の注入口の蓋も変形し、吹き飛ばされていた。

原因は、シンナー遊び用のトルエンを得ようとした高校生風の男子2名が駐車場内に忍び込み、トルエンの表示のあるローリーからトルエンを窃取しようとした。吐出口のコックを開いたが流れ出て来ないので、さらにローリーの底弁も開いた。しかし空車状態のため、それでも流れ出て来ないので、確かめようとライターの火を吐出口に近づけたところ、トルエン蒸気に引火し、配管を逆流して最後部のタンク室内で爆発を起こし、他のタンク室にも影響が及んだものと推定される。

### 東方面部会開催

東方面部会では、8月3日午後2時より交野市私部、私部会館において方面部会を開催、各会長をはじめ事務担当者も出席、北田交野市火災予防協会長のあいさつにはじまり、各会員相互に活発な意見交換が行なわれ、ひきつづき午後4時より懇親会に移り、きわめて和やかな雰囲気の中で午後6時頃解散した。

## 消防設備技術トレーニングセンターを開設



火災のベルが鳴らなかった！  
機器の使い方を知らなかった！

ここでは、消防設備を習熟していただくための研修を行なっています。是非ご利用下さい。



株式会社 **マルナカ**

本社 大阪市北区中崎西4-2-27  
〒530 TEL (06) 371-7775(代)  
神戸 神戸市長田区東尻池町3-4-19  
〒653 TEL (078) 681-5771(代)  
東京 東京都文京区本駒込5-73-5  
〒113 TEL (03) 944-0161(代)

全国、最近5ケ年（昭和52～56年）危険物製造所等漏洩件数

( ) 内は56年中の件数

〈製造所の部〉 36件 (3)

○異常反応により洩漏したもの。	5 (1)
○バルブの締め忘れ又は誤操作によるもの。	5 (2)
○配管の腐食によるもの。	3 (0)
○液面計の故障等によりタンクに油を過剰に注入したもの。	2 (0)
○廃ガス除害塔の詰りによる圧力上昇によるもの。	1 (0)
○ポンプのネジが不良品であったことによるもの。	1 (0)
○ドラム缶のふたに付着していた危険物がドラム缶開放時に飛散したもの。	1 (0)
○豪雨により大量の雨が油水分離槽に入ったことによるもの。	1 (0)
○装置の製作不良でパッキンが欠落していたことによるもの。	1 (0)
○弁から冷却水が漏れ、高温の危険物に触れて突沸したもの。	1 (0)
○遠心分離機の不良で危険物が漏洩、ホッパーが受け切れなかったもの。	1 (0)
○配管の弁の不良によりテフロン膜に亀裂を生じゴムパッキンが溶解したもの。	1 (0)
○蒸留塔のシール不良により油が漏洩したもの。	1 (0)
○減圧弁の異常により、高温が加わり、危険物が噴出したもの。	1 (0)
○配管の亀裂によるもの。	1 (0)
○レベルスイッチの故障によるもの。	1 (0)
○タンク溶接部の亀裂によるもの。	1 (0)
○熱交換器のチューブの腐食によるもの。	1 (0)
○取扱不注意によるもの	1 (0)
○蒸留釜へ注油中、その場所を離れたため過剰に注入されたもの。	1 (0)
○危険物の入ったドラム缶が転倒されたもの。	1 (0)
○施設の定期修理中、配管の閉塞が破れたもの。	1 (0)
○熱交換器のシール不良によるもの。	1 (0)
○安全弁が故障し、安全弁上部の通気穴より危険物が噴出したもの。	1 (0)
○危険物を充填中、反対側のコックを締め忘れたもの。	1 (0)

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

株式会社技研

〒542 大阪市南区北炭屋町27番地 野々垣ビル ☎ 253-0414~5

### 〈一般取扱所の部〉 237件 (50)

○注油中又は操作中に監視を怠ったことによるもの。	49 (11)
○配管の腐食によるもの。	29 (12)
○フロートスイッチの故障でタンクに過剰に注油されたもの。	21 (3)
○バルブ操作の誤り、閉め忘れによるもの。	17 (3)
○取扱不注意によるもの。	9 (2)
○送油スイッチの切り忘れによるもの。	7 (0)
○配管の弁等の破損、機能不良によるもの。	7 (1)
○計量機に車両が衝突したことによるもの。	6 (0)
○製作不良により配管に損傷が発生したことによるもの。	4 (0)
○シールの劣化、亀裂又は破損によるもの。	4 (0)
○工事中、誤って配管を破損させたもの。	4 (1)
○給油ノズルの自動停止弁の機能不良によるもの。	4 (4)
○異常昇圧によるもの。	3 (0)
○液面計の不作動によるもの。	3 (0)
○ポンプと配管との結合部の不良によるもの。	3 (0)
○地盤沈下等のため配管が破損したことによるもの。	3 (1)
○給油ホースが接続されたまま、タンク車等が発進したもの。	3 (1)
○誤って地下タンク又は発電機内のタンクの盲プラグをはずしたため。	2 (0)
○タンク内の蒸気加熱管に亀裂が生じたことによるもの。	2 (0)
○ポンプの振動により圧力計等が破損したもの。	2 (0)
○給油ホース結合部のパッキン不良によるもの。	2 (0)
○配管の掃除中、危険物が噴出したもの。	2 (0)
○異常反応によるもの。	2 (1)
○圧力ゲージ取付部の継手のナットのゆるみによるもの。	2 (1)
○誤って容器を転倒させたもの。	2 (2)
○タンク残油量の誤認によるもの。	2 (2)
○計量装置の機能不良によるもの。	2 (2)
○タンクの腐食、亀裂によるもの。	2 (2)
○注油ホースの緊結不良によるもの。	1 (0)
○タンクローリーに注油中、タンクローリーのゴムパッキングがタンク内圧力ではずれたことによるもの。	1 (0)
○ピットにたまった油まじりの水を捨てたことによるもの。	1 (0)



消防機器の  
トップ・メーカー

消防自動車から消火器まで

 **森田ポンプ株式会社**

本社 大阪市生野区小路東5-5-20  
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

○燃焼不良で配管等に滞留していた未燃の燃料油が流出したものの。	1 (0)
○タンクローリーに注油中、ドレインバルブの締め忘れによるもの。	1 (0)
○ボイラーの燃料ろ過装置のパッキン不良によるもの。	1 (0)
○タンカーへ注油中、連絡の遅れによるもの。	1 (0)
○タンクの破損によるもの。	1 (0)
○フロアーボックス内のナットのゆるみによるもの。	1 (0)
○液面指示警報器の故障によるもの。	1 (0)
○容器（ドラム缶）のピンホールから漏れたもの。	1 (0)
○フレキシブル配管の亀裂によるもの。	1 (0)
○蒸留塔内の圧力上昇により軽油が噴出したもの。	1 (0)
○ボイラーの振動で弁がはずれたもの。	1 (0)
○配管の工事ミスにより使用していない地下タンクへ油が入り、あふれたもの。	1 (0)
○誤って別のタンクに注油したもの。	1 (0)
○配管内の固形化した発煙硫酸を熱を加えて溶解していたところバルブ不良により漏洩したもの。	1 (0)
○タンクのピンホールによるもの。	1 (0)
○容器に危険物を注油中、監視を怠ったことによるもの。	1 (0)
○停電中、給油ノズルをはずしていたが、これを忘れたため。	1 (0)
○ポンプの故障によるもの。	1 (0)
○液面計（ガラス・ゲージ）折損によるもの。	1 (0)
○タンクローリーに充てん中、他のタンクローリーが接触して、ドロップパイプが破損したことによるもの。	1 (0)
○ボイラーの配管内が高圧となり、圧力計が破損したもの。	1 (0)
○積雪により配管を損傷したもの。	1 (1)
○何者かが給船への注油ノズルを開放してそのまま放置したもの。	1 (0)
○1978年宮城県沖地震によるもの。	10 (0)
○その他	3 (0)

### ＜屋内タンク貯蔵所の部＞39件（13）

○タンク内の残量を誤認した過剰給油したもの。	8 (3)
○配管の腐食によるもの。	7 (3)
○給油時にバルブ操作を誤ったり、給油ホースの結合不完全により給油ホースが離脱したもの。	4 (2)
○取扱不注意によるもの。	3 (0)
○フロートスイッチ、電磁弁の故障によるもの。	2 (2)
○油圧ゲージからのもれによるもの。	1 (0)



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備  
スプリンクラー設備  
ドレンチャージャー設備  
泡消火設備  
ガス消火設備  
粉末消火設備  
自動火災報知設備  
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商會

本社 大阪市西区江戸堀1丁目2番21号  
〒550 電話(06)443-2456(代)  
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号  
〒547 電話(06)707-3341



- ドレンコックが開放されていたことによるもの。 1 (0)
- 注油中に監視を怠ったことによるもの。 1 (0)
- バルブを開放してドレン抜取中、監視を怠ったことによるもの。 1 (0)
- タンクに受入中、スイッチの故障によるもの。 1 (0)
- タンクに受入中、配管の破損によるもの。 1 (0)
- 車両が配管に接触して配管が破損したもの。 1 (0)
- 底板の溶接部の亀裂によるもの。 1 (0)
- 屋外部分にある旧配管バルブに犬をつないでいたため、鎖がからみ、バルブがゆるんだもの。 1 (0)
- 配管に取付けた圧力計が破損したもの。 1 (0)
- 水抜きバルブの取付部がゆるんだもの 1 (0)
- パッキンの切損によるもの。 1 (1)
- 誤って別のタンクへ注油したもの。 1 (1)
- 工事中、誤って配管を破損したもの。 1 (1)
- 1978年宮城県沖地震によるもの。 1 (0)



参考図書等のあっせん

- 図解危険物施設の早わかり <1> ..... 2,500円  
(総括・製・一般)
- 図解危険物施設の早わかり <2> ..... 3,000円  
(屋内・屋外・屋外T・屋内T・地下T・移動T)
- 危険物関係法令集..... 750円
- 大阪市危険物等規制規則集..... 400円  
(20号タンク通達付)
- 大阪市火災予防条例集..... 400円
- 危険物ハンドブック..... 1,600円
- 危険物施設定期点検記録表
- 危険物関係申請、届様式
- 危険物、消防関係標識掲示板

大阪市危険物安全協会

<531-5910>

ロマンに挑戦

防災設備機器で未来をひろく

# ハツタ

消火器・消火装置の総合メーカー

**株式会社 初田製作所**

本社工場/大阪府枚方市招提田近3丁目5番地  
〒573 TEL (0720) 56-1281(代)

大阪支社/大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号  
〒555 TEL (06) 473-4870-4

枚方営業所/大阪府枚方市招提田近3丁目5番地  
〒573 TEL (0720) 56-1280

堺出張所/堺市中之町東2丁目2番13号  
〒590 TEL (0722) 21-3444

80年代ハツタのロマン●ハツタのロマンはお客さまと共存します●ハツタのロマンは市場を豊かにします●ハツタのロマンは技術革新に挑戦します

## 危険物取扱者養成講習ご案内

昭和58年度第2回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

### 1. 日時・会場

種 別	講 習 日	時 間	会 場
(全類) 1 期	10月3日(月)、10月12日(水) 10月13日(木)	午前 9時30分～4時	※大 阪 府 商 工 会 館 (地下鉄本町駅17号出口)
乙 種 第 4 類	2 期	9月30日(金)、10月4日(火)	大 阪 府 商 工 会 館
	3 期	9月26日(月)、10月5日(水)	堺 市 民 会 館 (高野線堺東駅ヨリ約8分)
	4 期	9月27日(火)、10月6日(木)	※茨 木 市 商 工 会 館 (国鉄、阪急、茨木駅ヨリ約13分)
	5 期 (夜)	9月27日(火)、10月4日(火) 10月12日(水)	大 阪 府 商 工 会 館
	休日コース	9月23日(祭)、10月23日(日) 10月30日(日)	午前 10時 ～4時

### 2. 申込方法

所定の申込書に会費を添え、次の申込期間、申込所で申込み、テキスト、受講票、受験願書用紙を受領のこと。会場及び郵送での申込みは一切受け付けません。

各講習会場は定員制につき、各申込所にそれぞれ期別定員の割当てをしますから、申込期間中各申込所においても定員に達し次第満員締切りさせていただきます。 ※印会場では写真撮影はしません。

1期受講者で、4類のみの場合は、3日と12日の2日間です。

**休日コース** は電話 (531-9717) で予約受け、満席次第締切ります。(定員80名)

### 3. 受付期間と場所

受 付 場 所	日 時	
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会	9月19日(月) 14時00分～16時00分
豊中市消防本部内 (阪急・豊中駅南へ5分)	豊中防火安全協会	9月19日(月) 9時30分～11時30分
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会	9月19日(月) 13時30分～16時00分
東大阪市西消防署内 (近鉄・小阪駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会	9月20日(火) 9時30分～11時30分
地下鉄・守口駅前	守口消防署	9月20日(火) 14時00分～16時00分
堺市消防署内 (阪堺線・大小路駅前)	堺防災協会	9月20日(火) 13時30分～15時30分
地下鉄・四ツ橋駅北出口2号 (四ツ橋ビル8階)	側大阪府危険物安全協会	9月22日(木) 10時00分～16時00分

(注) 各受付場所とも、昼食時は避けて下さい。

### 4. 会 費 (テキスト代を含むただし、4類以外の問題集は含まず) ( ) 内金額はテキスト不要の場合

種 別	会 員	会 員 外	ただし
乙 種	7,000円 ( 6,000円)	8,000円 ( 7,000円)	5期は各500円割増 (夜)
乙種休日コース	10,000円 ( 9,000円)	12,000円 (11,000円)	